

令和8年4月吉日

お客様各位

サーンガス共和株式会社

LPガス料金改定のお知らせ【従量料金の原料費調整制度への移行】

拝啓 春暖の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月に勃発したイラン軍事衝突による原油価格の急騰により、今後LPガスはじめ電気や都市ガス等のエネルギー価格全般への影響が予想されるなか、この度、弊社ではLPガス料金制度について、ガソリンや電気料金等と同様に、LPガスの輸入価格に連動した「原料費調整制度」へ移行する運びとなりました。

これにより、LPガスの使用量に応じてお支払いいただく「従量料金」について、毎月元売りメーカーにて決定される原料価格の変動幅を反映することで、「従量料金」が毎月変動することになります（初回適用は令和8年6月検針分から）。

詳細は下記のとおりとなります。今後とも安定供給と適正な料金形成に努めてまいります。何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定内容

従来の「従量料金」はLPガスの調達価格をもとに大きな変動がない場合は料金の改定はございませんでした。この度、新たに導入となる「原料費調整制度」は、サウジアラビア等の産ガス国が毎月決定する輸出価格や、米国の輸出価格、為替レート、輸入船舶費等に応じた原料価格の毎月の変動幅が、速やかにガス料金に反映され、料金の透明性を高める制度となります。弊社では、LPガス調達価格の1ヶ月毎の増減幅に応じ調整いたします。

これにより LPガスの調達価格が上がれば「従量料金」は上がり、調達価格が下がれば料金は下がる方式となります。

初回適用となる基準料金（従量料金）につきましては、令和8年5月上旬に別途書面にて通知いたします。

以降、毎月適用となる従量料金の変動幅につきましては、毎月の請求書、弊社ホームページ等にてお知らせいたします（「従量料金」算定のもととなるLPガス1m³当たりの料金に対し、円単位で変動いたします）。

なお、LPガスの三部料金制における、「基本料金」、「設備料金」につきましては、従来どおり固定料金のままで、この度の改定はございません。

2. 適用時期

令和8年6月検針分より適用（令和8年5月以降のご利用分から適用）

以上

〈お問い合わせ先〉電話番号：086-465-3000